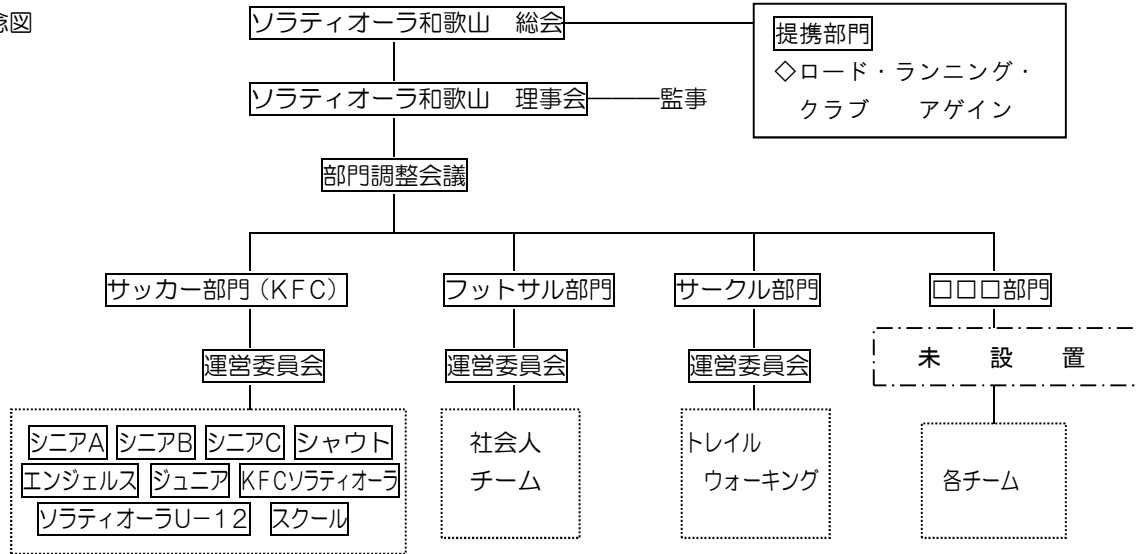


## 総合型地域スポーツクラブ SOLATIORA WAKAYAMA 2017組織図

組織概念図



### ソラティオーラ全体と各部門の関係

1. ソラティオーラの各部門は、直轄運営または提携運営のいずれかによって運営される。
2. 提携運営の場合は、その提携内容はソラティオーラ理事会の承認を必要とする。
3. 直轄運営部門の会員全体会の決議は、ソラティオーラ理事会で十分に尊重される。
4. 直轄運営部門の業務は、部門運営規定にしたがって部門運営委員会が行う。部門運営規定はソラティオーラ理事会の承認を得なければならない。
5. 直轄運営部門の会計は、ソラティオーラ会計規定にしたがってソラティオーラ理事会が執り行う。部門会計の予算・決算はソラティオーラ理事会の承認を得なければならない。
6. 部門間の活動の調整のために、ソラティオーラ理事会の判断で部門調整会議を開くことができる。ソラティオーラ理事会は、部門調整会議の結果をできるだけ尊重しなければならない。

### スポーツ・リパブリック ソラティオーラ和歌山 サッカー部門（海南フットボール・クラブ）運営規定

1. サッカー部門運営委員会によって本部門の業務を行う。
2. 運営委員会は、年度末に当該年度の活動報告・会計報告、次年度の活動計画・会計予算をソラティオーラ理事会に報告し、承認を得なければならない。
3. 運営委員会は、運営委員により構成される。
4. 運営委員会は、運営委員長または全運営委員の3分の1以上の合意により随時招集される。
5. 運営委員会の決議は、出席者の過半数の賛成による。
6. サッカー部門全体会は、全会員により年に1回以上ひらかれる。
7. 全体会は、運営委員会がこれを招集する。
8. 全体会の決議は、出席者の過半数の賛成による。
9. 全体会は、次の事項を取り扱う。
  - a. サッカー部門会計の決算及び予算
  - b. サッカー部門の事業報告及び事業計画
  - c. 運営委員の選出
  - d. 本規定に関する事項
  - e. その他本部門の運営に必要な事項
9. 運営委員長の選出は、運営委員会での互選による。
10. 運営委員長は、本部門を代表する。
11. 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### サッカー部門（海南フットボール・クラブ）会員申し合わせ事項

1. 事故等の責任については、「スポーツ安全協会傷害保険」に加入するが、それ以外の責任は、会員及び保護者が負うものとする。
2. 善意による指導の結果の事故等については、指導者の責任を問わない。
3. 会の活動のためにバス及び自動車を利用中、事故等により会員が被害を被った場合、会員に対しては自動車保険による賠償以外の責任を問わない。
4. 会の活動のためにバスまたは自動車を利用中、事故等により会員外の者に対して賠償等の義務が生じた場合、当該バス及び自動車を利用中の会員が連帯して責任を負う。